

# 第 1 章

## 保健医療計画の基本的な事項

- 第 1 節 策定の趣旨
- 第 2 節 基本理念
- 第 3 節 計画の位置づけ
- 第 4 節 計画期間
- 第 5 節 進行管理及び計画の評価

## **第1節 策定の趣旨**

本県では昭和 63(1988)年に「栃木県保健医療計画(1期計画)」を策定し、5年ごとに時代の変化に応じた見直しを行いながら、健康づくりと疾病対策の推進、安心して良質な医療の確保、食品の安全と生活衛生の確保等を柱とする各種施策に取り組んできました。

少子高齢化の進行により、医療・介護ニーズの増大が見込まれるほか、県民のニーズが多様化・高度化するなど、保健医療を取り巻く環境は変化してきています。これらの変化に対応できる医療・介護提供体制の構築が課題であるとともに、今後はさらに、生産年齢人口の減少に対応する医療人材の確保や令和6(2024)年4月から始まる医師の働き方改革に伴う時間外労働の上限規制への対応が必要になります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本県の医療提供体制に多大な影響が生じるとともに、地域医療の様々な課題が浮き彫りとなりました。地域における入院・外来・救急・在宅にわたる医療機能の強化や分化・連携を図ることで、地域医療全体を視野に入れて適切な役割分担の下で必要な医療を一体的に提供することの重要性などが改めて認識されたところです。

こうした状況を踏まえ、安全で質の高い、かつ持続可能な医療提供体制の確保に加え、保健・医療・介護・福祉サービスの連携を図ることにより、県民誰もが住み慣れた地域において、健康で安心して暮らすことができる栃木県の実現を目指すため、現行計画を見直し、「栃木県保健医療計画(8期計画)」を策定することとしました。

## **第2節 基本理念**

### **県民が安全・安心に暮らすための保健・医療・介護提供体制の構築**

- ・安全で質の高い適切な医療を効率的に提供できる体制の整備充実を図るとともに、保健・医療・介護・福祉サービスとの一体的な提供の充実を図ります。
- ・県民誰もが住み慣れた地域において、生涯健康で安心して暮らすことができる環境の実現を目指します。
- ・感染症や災害等の有事が発生した場合においても必要な医療等を受けることができる体制の構築を目指します。

## **第3節 計画の位置づけ**

- ・本県の保健医療対策に関する基本的な方向性を示す計画
- ・医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画
- ・栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」を踏まえた計画
- ・保健、医療、介護、福祉に関する諸計画と調和が保たれた計画

## 第4節 計画期間

本計画の期間は6か年(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)計画です。  
在宅医療、栃木県医師確保計画及び栃木県外来医療計画、その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、計画の見直しを行います。

## 第5節 進行管理及び計画の評価

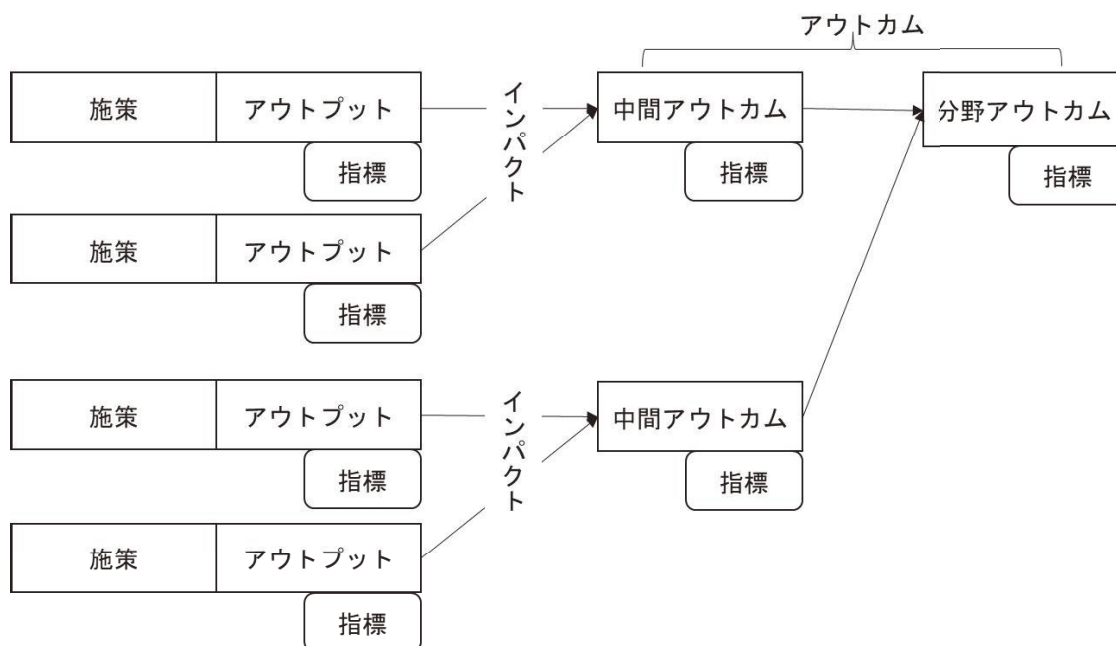
計画・立案(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のサイクルにより目標として掲げた項目の進捗状況等を毎年確認するとともに、3年ごとに調査、分析及び評価を実施します。

5疾病・6事業及び在宅医療については、施策・指標体系図(ロジックモデル)により、分野アウトカム(目指す姿)から中間アウトカム(分野アウトカム達成に必要な状態)、各施策までの関係を示しました。

評価は、施策や事業の結果(アウトプット)のみならず、地域住民の健康状態や患者の状態、地域の医療の質などの成果(アウトカム)にどのような影響(インパクト)を与えたか、効果を及ぼしたかという観点を踏まえて行います。

なお、施策・指標体系図(ロジックモデル)は仮説であり、施策とその効果について定期的に検証を行い、必要に応じて見直しを行います。また、指標については施策の効果が表れるまで一定の期間を要する場合もあるため、中長期的な視点での判断も必要となります。

図表 1-5-1: 施策・指標体系図(ロジックモデル)の例示



【出典: 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(厚生労働省地域医療計画課長通知)】